

(第6-1号表) 免許法別表第7により特別支援学校教諭専修、一種、二種免許状を授与する場合

科目		種別		専修免許状	一種免許状		二種免許状	
		在職年数			3年以上	3年以上		※昭29改附17 3年以上
特別支援教育に関する科目	※免規7							
	第1欄	特別支援学校の基礎理論に関する科目		-	-	-	1	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		-	3	-	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		-	2	-	2
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
選択(第1欄から第4欄の科目)				15	1	4	-	
計				15	6	4	6	

注1 ※「昭29改附17」は、昭和29年改正法附則第17項を示す。

2 ※「免規7」は、免許法施行規則第7条を示す。

3 ※「第2欄」は、視覚障害者に関する教育領域又は聴覚障害者に関する教育領域を定める免許状の授与を受ける場合は2単位以上を、知的障害者に関する教育領域、肢体不自由者に関する教育領域又は病弱者に関する教育領域を定める免許状の授与を受ける場合は1単位以上を修得すること。